



2021年1月29日

各 位

会 社 名 富士ソフトサービスビューロ株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 諭
(コード番号：6188 東証第二部)
問合せ先 執行役員管理本部長 作野 勝英
(TEL. 03-5600-1731)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ

当社は、2019年2月14日付で「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、同日付で有価証券報告書および四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本日、下記の報告書に関し証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する1,200万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

記

平成30年3月期（第35期）

第2四半期報告書（自平成29年7月1日至平成29年9月30日）

有価証券報告書（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

平成31年3月期（第36期）

第1四半期報告書（自平成30年4月1日至平成30年6月30日）

第2四半期報告書（自平成30年7月1日至平成30年9月30日）

当社はこの度、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、対応について検討し、決定次第改めてお知らせする予定であります。

株主、投資家、お取引先、お客様、その他関係各方面の皆様にご迷惑おかけしておりますことをあらためて深くお詫び申し上げます。

以 上